

# 正誤表

大阪府都市整備部

令和6年度 資材調査単価【一般土木編】第1回 正誤表

適用年月日：令和6年4月1日

正						誤					
番号	名称	規格	単位	単価	備考	番号	名称	規格	単位	単価	備考
<b>6. 補強土壁</b>											
6-29	壁面材（コンクリートスキン）FSスキン	FA5 1500×1500	枚	64000		6-29	壁面材（コンクリートスキン）FSスキン	FA4 1500×1500	枚	64000	
6-30	壁面材（コンクリートスキン）FSスキン	FA6 1500×1500	枚	64400		6-30	壁面材（コンクリートスキン）FSスキン	FA4 1500×1500	枚	64400	
<b>9. フェンス、門扉、遮光フェンス</b>											
9-71	遮光フェンス	H=850 交差点付近用	m	8450	支柱φ60.5	9-71	遮光フェンス	H=850 交差点付近用	m	13,900	支柱φ60.5
<b>19. その他</b>											
19-101	鉛鉛分費（塗膜くず）	塗膜及び研削材 工事箇所：池田土木事務所管内	t	300000	・単位をt(t)に修正 ・別途運搬費：7,000円/ト ・環境省令で定める環境基準及び判定基準を超過している場合は別途協議						
19-102	鉛鉛分費（塗膜くず）	塗膜及び研削材 工事箇所：茨木土木事務所管内	t	300000	・単位をt(t)に修正 ・別途運搬費：7,000円/ト ・環境省令で定める環境基準及び判定基準を超過している場合は別途協議						
19-103	鉛鉛分費（塗膜くず）	塗膜及び研削材 工事箇所：枚方土木事務所管内	t	300000	・単位をt(t)に修正 ・別途運搬費：7,000円/ト ・環境省令で定める環境基準及び判定基準を超過している場合は別途協議						
19-104	鉛鉛分費（塗膜くず）	塗膜及び研削材 工事箇所：八尾土木事務所管内	t	300000	・単位をt(t)に修正 ・別途運搬費：7,000円/ト ・環境省令で定める環境基準及び判定基準を超過している場合は別途協議						
19-105	鉛鉛分費（塗膜くず）	塗膜及び研削材 工事箇所：富田土木事務所管内	t	300000	・単位をt(t)に修正 ・別途運搬費：7,000円/ト ・環境省令で定める環境基準及び判定基準を超過している場合は別途協議						
19-106	鉛鉛分費（塗膜くず）	塗膜及び研削材 工事箇所：鳳土木事務所管内	t	300000	・単位をt(t)に修正 ・別途運搬費：7,000円/ト ・環境省令で定める環境基準及び判定基準を超過している場合は別途協議						
19-107	鉛鉛分費（塗膜くず）	塗膜及び研削材 工事箇所：岸和田土木事務所管内	t	300000	・単位をt(t)に修正 ・別途運搬費：7,000円/ト ・環境省令で定める環境基準及び判定基準を超過している場合は別途協議						
<b>20. 表示板・名板・照明柱管理番号標</b>											
20-5	照明柱管理番号標 ビニルテープ製	反射式120×330mm	枚	3200							
20-6	照明柱管理番号標 アルミニウム製	反射式120×330mm	枚	5400							